

フィンランドにおける社会保障制度*

(国民疾病保険／国民年金保険／社会保障協定)

山本 育代**, 磯邊 顯生**, 福島 哲仁**,
塩飽邦憲**, 山根洋右**訳

Ikuyo YAMAMOTO, Akio ISOBE, Tetsuhito FUKUSHIMA,
Kuninori SHIWAKU, Yousuke YAMANE

翻訳にあたって

生涯を通じて、すべての人が個人として尊重され、健やかに生命を育み、共に生きるために、日常生活で共通した豊かな生活基盤の保障が社会のなかに確立されなければならない。日常生活の営みや環境の中にこそ、疾病をもたらす因子が潜み、疾病によって個人だけでなく、家族が病み、社会も病む。

高齢化社会、高度先端技術の発達と競争社会、過重労働、都市への人口集中と地方の過疎化、核家族化、離婚の増加、職業をもつ女性の増加など、数々の言葉で、現代の日本社会は表現されている。人間と生命の尊厳を見据えた本当の豊かさの実現が、これから21世紀の日本の課題であろう。

「教育・医療・福祉は営利の対象ではない」という認識が社会的合意となっているフィンランドの社会保障制度、フィンランドとその他の北欧諸国やヨーロッパ諸国との社会保障協定は、その課題を考えいくうえで私達にとって示唆に富むものと思われる。

1. 社会保障協会 (SII)

社会保障協会は、その名が示すように、社会保障の分野で現に活動している公的機関である。それは議会の監督の下にあるが、ほかの全ての点では、フィンランド国憲法に基づいて独立した地位をもっている。

SIIには、病気や失業の時、また子供の養育期間や退職後も、国民に基本的な生活保障を与える責任がある。SIIは、またリハビリテーションや予防的ケアにおいても重要な役割を果たしており、SIIの外部で行われる研究を援助することは勿論、独自の研究や病気の予防を行っている。SIIには2つの図書館がある。その1つはヘルシンキにある社会保障の文献を専門とする図書館であり、もう1つはトゥルクのリハビリテーション研究センター内にあるリハビリテーションの文献を専門とする図書館である。

1-1 財政

1988年におけるSIIの総予算は25,800,000,000 FM（およそ \$ 6,500,000,000）であった。収入の42%は雇用主、25%は保険契約者、20%は国家、10%は地方公共団体から得られた。支出のうち年金が57%を占め、病気の保険給付が28%、リハビリテーションが1%、失業

* The Social Insurance Institution Finland. The Social Insurance Institution Information Office, Helsinki, 1989

** 第二環境保健医学教室 Department of Environmental Medicine

基本手当が6%、家庭育児手当が3%、運営費が5%を占めた。

※ SIIの主な機能

- ・国民年金保険
- ・国民疾病保険
- ・リハビリテーション
- ・国民失業手当計画
- ・障害者手当計画

家庭育児手当は、地方公共団体から融資されているが、SIIによって支給される。

SIIは2つの研究所を持っている。すなわち、ヘルシンキにある社会保障研究所と、トゥルクに置かれているリハビリテーション研究センターである。2カ所とも、様々な種類の社会保障の改善を目的として、研究を行っている。SIIの研究の主な成果のひとつは、リハビリテーションである。SIIは1937年に設立された。今日では、国中に約450の地方オフィスをもち、5500人をこえる職員がいる。

1-2 広い分野にわたるSIIの仕事

最初は、SIIは老人と障害者の保険だけを取り扱っていた。その後の50年間で、SIIは多方面にわたる社会保険機関に発展し、全てのフィンランド人を対象として、搖り籠から墓場まで基本的な生活を保障する任務を負うようになった。

地方のSIIのオフィスは、単に保険の給付を行うだけでなく、極めて広範な問題について対象者に援助を提供している。実際のところ、生活のあらゆる側面について訓練を受け経験を積んだSIIのスタッフが、人々を助けている。

※ SIIの主な運営機関

- ・評議会
- ・拡大評議会
- ・委員

SII評議会は、SIIの全体的な運営について責任を負っている。評議会には、理事長と5人の理事があり、すべて共和国の大統領によって任命される。

評議会のメンバーの他に、拡大評議員として国会によって任命される14人のメンバーがある。拡大評議会の任務には、役職の任命をはじめとして、資産の投資や固定資産の購入、売却の決定が含まれている。

12人の委員が国会によって任命され、SIIの運営と活動を監視している。

2. 国民疾病保険 (NSI)

国民疾病保険計画は、病気と出産による経済的負担の平均化を目的としており、1963年の疾病保険法改正に基づいて実施されている。これにより医療費の払い戻しや、病気、出産による所得の損失や補償が行われるほか、学生や勤務者に対するヘルス・サービスへの支払いの援助、予防的ケアやリハビリテーション・サービスへの融資が行われている。

SIIによる保険給付は、保険記録には関係ない。

2-1 加入者

NSIは、年齢に関係なく、フィンランドに居住する全ての人々を対象としている。フィンランド政府機関、国連とその専門機関、同様の国際組織、海外で働いているフィンランド人、フィンランドの船で働いているすべての人々は、その雇用期間中、フィンランドの住民とみなされている。

NSIは、その加入者が海外に滞在している間も有効である。加入者が外国にしばらく滞

在する場合、たとえそれが医療を受けるための滞在でも、他の目的のためのものでも、疾病手当、出産手当、医療サービスを受けることができる。これらの条件のもとで、給付を受けるための資格条件は、フィンランド国内にいる場合と同じであり、医療費はフィンランドの保険料率に基づいて払い戻される。ただし、これらの場合、旅費の払い戻しは行われない。

2-2 社会保障協定

フィンランドは、他の北欧諸国はもちろん、スペイン、ドイツ連邦共和国、イギリス、オーストリア、スイス、カナダのケベック州とも、相互の社会保障協定を結んでいる。これらの協定により、互いに相手の加盟国内で病気にかかった場合、治療を受けられることになっている。

2-3 NSIカード

すべてのNSI加入者に対してNSIカードが発行されており、加入者は地方のSIIオフィスにNSIの給付を要求するとき、適用範囲内の薬を買うとき、地方の公共健康センターを利用するとき、そのカードをもっていかなければならない。フィンランドを離れるときは、NSIカードをSIIオフィスに返却しなければならない。

2-4 医師のサービス

NSIは、医師による病気の診断や治療のためのサービスに対して、また、勿論NSI給付の要求のための医師の証明行為に対して適用される。これらのサービスに対して、NSIの適用限度額を超えない負担金額の60%が保険によって支払われる。診療時間内のサービスと時間外のサービスでは、適用限度額が異なり、同様に、一般開業医によるサービスと専門医によるサービスでも異なる。患者がどの医者にかかるかは自由である。

2-5 検査と治療

NSIは、認可された研究室や放射線医学施設が医師の指示によって行う診断および治療のサービスにも適用される。心理学者の診断サービス、看護婦や理学療法士によって行われるサービス、外来人工透析サービスにも適用される。

それぞれのサービスについて、30FM以上、適用限度額以下の金額の75%が支払われる。

2-6 薬

NSIは、この保険制度内での患者の治療に医学的に必要で、医師によって処方されたすべての薬に適用される。さらに、重症な病気や慢性の皮膚病の治療に使われる栄養剤や軟膏にも適用される。患者名義による一回の購入につき30FMを超える費用の50%と、年間2,653FMを超える保険非適用の費用の全額が保険によって支払われる。特殊な病状（法律により約50種類の特殊な病状が認定されている）にある保険加入者は、特定の無料または無料に近い薬を入手することができる。これらの特典払い戻しは90%のものと100%のものがあり、特典払い戻しの請求者は、そのどちらに該当するかについての医師の証明書を持って、地方のSIIオフィスに申し込まなければならない。それを受けてSIIオフィスは請求者のNSIカードに免除の項目を入力する。

保険加入者が、適用範囲内の薬を購入するときにNSIカードを提示した場合、その加入者は、NSIによる払い戻しの請求をする必要はない。薬剤店が請求を提出し、購入者には残りの金額だけを（もし必要ならば）要求するであろう。

2-7 交通費

NSIは病気の診断や治療に必要なすべての交通費に適用される。NSIは、一回の旅費について25FMを超える費用の金額を支払う。

患者の旅費の払い戻しの金額は、通常、公共交通機関を利用した場合の料金によって計

算される。しかし、もし病気や交通事情によって、特別の乗り物、例えばタクシー、救急車またはヘリコプターが必要な場合は、払い戻し金額は、実際の費用に基づいて計算される。またNSIは、医師、看護婦、理学療法士が患者を訪問したり、患者宅に宿泊して付き添うための費用、そして必要な場合は患者の同伴者の交通費にも適用される。

2-8 歯科サービス

NSIは、1958年以降に生まれた加入者について、口腔と顎部の病気の診断と治療のために歯科医によって実施、あるいは指示されたサービスに適用される。すなわち歯科医によるサービス、研究所によるサービス、放射線医学サービス、輸送サービス、薬に適用される。しかし歯列矯正と歯科補綴サービスには適用されない。これらの払い戻しは通常の保険料率によって行われ、患者はどの歯科医にかかるか自由である。上記以外の加入者については、歯科疾患以外の病気の治療のために歯科サービスが必要なときのみ適用される。

2-9 疾病手当

疾病手当は、16才から65才までの被雇用者および自営業者が病気のために通常の仕事または同程度の仕事ができなくなり、しかも、病気になった時点に雇用されており、それに先立つ3ヶ月も雇用されていた場合に支払われる。しかし、病気になった時点で、自分の過失によらずに失業していた保険加入者は、上記の条件を満たす必要はない。

疾病手当の対象者としての自由業者とは、たとえば自分または家族の会社・企業で働く人、農業や家事労働の従事者、それに自由業、独立の研究者、学童、全日制の学生などである。したがって主婦も対象者に含まれる。

疾病手当は欠勤の始まった日の翌日から数えて7日間は支払われない。また、疾病手当は給付日数が300日に達する月の前月の終わりまでしか支払われない。疾病のため勤務不可能になった年の前2年間に、疾病手当の給付を受けた労働日は、基本的に最高給付日数に計上される（その場合、疾病の数は一つとは限らない）。1年間の欠勤日数が7日を超えないときは、それは白紙に戻され、その翌年から新たに計算を始める。

給付日数が300日に達した後も勤務不可能な場合は、その被保険者は原則として職業年金か国民障害者年金を請求することができる（これらの年金に関しては、特別障害者年金を除いて、一般に、300日間の疾病手当受給証明が許可の条件とされている）。

疾病手当の金額は、直前の集税年度の契約所得に基づいて査定される。但し、請求者の欠勤が始まる前の6カ月の所得の2倍額が、前の収税年度の所得を著しく上まわっている場合は、その所得額を査定の基礎とすることができます。疾病手当は、一般に所得の80%である（一年間の所得が103,400FMを超えると、この割合は小さくなる）。有給の仕事についていない受給者に支払われる最低給付額は、1労働日につき52,00FMである。児童手当としての増額は、子供が1人の場合7.05FM、2人以上では14.10FMである。疾病手当は課税対象とされる。

2-10 出産育児手当

（母親手当、父親手当、育児手当）

被保険者であるすべての妊婦と乳幼児の母親は、母親手当と育児手当を受けることができる。これらの手当は263労働日にわたって支払われる。もし、母親が一度の出産で二人以上の子供を出産したら、支払期間は60日延長される。また母親は、妊娠、出産に関する医療その他の必要なサービスを保険によって受けることができる。

母親手当（妊娠153日目から受ける資格ができる）は、出産予定日の前30労働日と後75労働日に対して支払われる。育児手当はそれに続く158労働日に対して支払われ、受給者は母親、または母親の同意を条件として父親である。父親は、また、父親手当を受けるこ

とができる。それは出産を理由として6~12労働日にわたって支払われ、それとともに、同日数が育児手当給付日数から差し引かれる。父親が子供の世話をするために仕事を休むことが、父親手当受給の条件である。

育児手当は、また、養子縁組をした2才未満の子供についても支払われる。この給付が受けられるのは、給付を要求する養父母（父親か母親）が、養子が家に来たことによって、育児休暇をとっている場合である。すなわち、収入を得て雇用されている養父母のみが、この給付の適格者である。育児手当がどれだけの期間支払われるかは、子供の月齢によって決定される。給付期間は少なくとも100労働日以上であり、子供の誕生の後234労働日を超えることはない。

すべての種類の出産育児手当について、その金額は疾病手当の場合と同じように、請求者の所得に基づいて計算される。最低金額は1労働日当たり52.00FMである。すでに子供がいるための増額は、子供1人ならば7.05FM、2人以上ならば14.10FMである。疾病手当と同じく、育児出産手当も課税の対象となる。

2-11 疾病手当と出産育児手当の雇用主への支払い

被保険者が雇用主から、疾病や妊娠出産による欠勤中も賃金の支払を受けた場合、NSIに基づく疾病手当、妊娠出産手当の雇用主負担分を超過しない金額が、雇用主に支払われる。

2-12 リハビリテーション・サービス

NAIは、また、ある種の予防的ケアやリハビリテーション・サービスについても給付を行っている。申請があれば、リハビリテーションのための検査や、作業テスト、治療、教育、職業訓練、職業リハビリテーションに対しても給付金が支払われる。

2-13 職場における保健サービス

NSIは、職場における種々の保健サービスについても給付を行っており、必要かつ正当な支出の55%を支払うことになっている。雇用主は、法定の保健サービスと自主的な保健サービスの両者について給付金の支払を受ける。自営の業者は、法定の保健サービスについてのみ支払を受ける。

自営業者が地方自治体の保健センターで職業保健サービスを受ける場合、NSIの払い戻しの要求をする必要はない。給付金はそのセンターを運営している地方の自治体に支払われ、同額がサービスの料金から控除される。

2-14 給付を受けられない人およびサービス

非保険者が、病気の診断、治療以外の目的で、検査、治療、薬の処方を受けた場合、また、地方自治体運営の保健センターの医療サービスや、公共病院サービスを受けた場合NSIの給付を受けることはできない。また、私立病院の部屋代も保健の適用外である（保健センターのサービスは原則として無料であり、またフィンランドの病院の大部分を占める公共病院の料金は、ほんの名ばかりのものである）。

また、被保険者が特定の期間、給付を受けられない場合がある。例えば、兵役に服している間の徴集兵または予備兵、囚人、アルコール中毒者の収容施設または更生施設に入っている人、国が助成している施設でケアを受けている人は、給付を受けることができない。

2-15 請求の手続き

医療費の払い戻しや、疾病手当の請求は、その資格が生じたときから6カ月以内に行われなければならない。出産育児手当の請求は、出産予定日の2カ月前までに行われなければならない。予防的ケアやリハビリテーション・サービスの申し込みは、保険の請求に先

立って行われなければならない。

保険の請求はSIIのどの支部に提出してもよい。疾病手当や出産育児手当の請求書は、請求者の属する支部へ転送されて検討される。

2-16 上訴請求の手続き

NSIの給付の請求に対してなされた決定について、請求者は社会保険上訴委員会に上訴する権利がある。上訴は、決定の通知を受けてから30日以内に、申し込まなければならない。社会保険上訴委員会の決定（給付を受ける権利や、疾病手当や出産育児手当の算定に関する決定）にも納得出来ない場合は、さらに上訴審議委員会に上訴する権利がある。リハビリテーションについては、上訴する権利はないが、決定に不満な請求者は、もう一度考慮してもらうことができる。

2-17 保険料

国民疾病保険計画の財政は被保険者および雇用主からの保険料によって融資されている。必要があれば国庫から補助金が補われる。

3. 国民年金保険

疾病保険、失業者基本手当、障害者手当（それぞれ、1963年の疾病保険法、1984年の失業者手当法、1988年の障害者手当法によって開始された）の他に、社会保険協会(SII)は国民年金保険も運営している。

国民年金保険は、国民に最低限度の生活水準を保障するために計画された基本的年金制度である。その種類としては、老齢者年金、障害者年金、失業者年金、遺族年金、退役軍人年金、児童保護手当がある。収入に応じて、給付への補足金が、それぞれの職場の制度に基づいて支払われる。

これに関する国の法律としては、国民年金法、年金者住宅手当法、遺族年金法、退役軍人年金法、児童保護手当法がある。

3-1 老齢年金、傷病者年金、失業者年金に関する制度

1956年の国民年金改正、1978年の年金者住宅手当法改正に基づいて実施されているこの制度によって、老齢者年金、傷病者年金、失業者年金、埋葬補助金が支給され、さらに予防的ケアとリハビリテーション・サービスの費用が支払われている。その給付額は、保険記録にかかわりなく算定される。

この年金制度は、他の外交期間で働く外国人を除いて、フィンランドに住み居住者条件を満たす16才以上のすべての人に適用される。特別な場合には、老齢者年金は、国外に住むフィンランド国民にも支払われる。

フィンランド政府のために海外で働いているフィンランド人や、フィンランドの雇用主によって海外に派遣されているフィンランド人も、フィンランドの居住者と見なされる。どちらの場合も、その家族もフィンランドの居住者と見なされる。

海外に居住していて、フィンランドに帰国したフィンランド人は、年金受給の他の条件を満たしていれば年金制度に再登録して受給することができる。フィンランドへ移住して来た人々は、5年経過しなければ資格が与えられない。ただし、フィンランドに居住する亡命者や無国籍者についてはこの期間は必要ではない。

3-2 老齢者年金

老齢者年金は、65才以上の被保険者に支払われる。また、それより早くまたは遅く退職した場合は、それに応じて支給額が調節される。すなわち、給付基本金額と基本付加金額が、1ヶ月退職が早くなるごとに0.5%減額され、1ヶ月遅くなるごとに1%増額される。

年金支給額が減じられてもかまわないなら、退職時期を60才まで早めることが可能である。

3-3 傷病者年金

この年金は、16～65才の被保険者で、病気や障害や外傷によって、本来の仕事、またはその人の年齢・職業・教育・居住地から見て適當と思われる他の仕事によって自活することが出来なくなった人に支払われる。この年金の支給期間は定められていることも、ないこともあるが、受給者の労働能力が回復した場合は停止される。

傷病者年金はまた、55～65才の人で永久的労働力低下の見られる人にも支払われる。この場合の算定基準は、病気の種類、年齢、勤続期間、健康状態の衰退の程度、労働条件などである。このような場合における早期退職者には、年金は全額支払われる。

職業についているうちに、特別傷病者年金を申請することは可能である。申請が通ったら、SIIは6ヶ月間以内に支給を開始しなければならない。

3-4 失業者年金

この年金は60～65才で、過去60週間の間に少なくとも200日間、失業手当法に基づいた失業手当（基本手当か所得に応じた手当）を支給されていた人か、所得に応じた失業手当を受ける資格が尽きた人に支払われる。但し、提供された適当な雇用の機会を断わらなかったことが条件となる。

3-5 埋葬補助金

埋葬補助金は（総額）、死亡した被保険者の配偶者に支払われるか、またはその遺産に加えられる。死亡者が、なくなった年に老齢者年金、傷病者年金、または失業者年金を受けていた場合は、その支給期間1ヶ月毎に1/12ずつ埋葬補助金は減額される。

3-6 リハビリテーション・サービス

ある種の予防的ケアとリハビリテーション・サービスについても、年金によって経費を負担してもらうことができる。申請があれば、リハビリテーションのための検査、作業テスト、治療、教育、職業訓練、職業リハビリテーションのための経費を支給する。

3-7 年金の構成要素

老齢者年金、傷病者年金、失業者年金については、まず、基本年金と基本追加年金が支払われ、さらに、配偶者追加金（月323FM）と16才以下の子供に対する児童追加金（月214FM）、頼る人がいない年金受給者のための年金受給者ケア手当、退役軍人補足金、住居手当が支払われる。基本年金と基本追加年金は、課税の対象とされ、他のものは非課税である。

3-7-1 基本年金

基本年金は、年金の中でも全ての年金受給資格者に一律に支払われる部分であり、その額は1ヶ月365FMである。

3-7-2 基本追加年金

基本追加年金は、年金の中の累進的な部分であり、他の年金による個人収入に基づいて支払い額が決められる。これには地域別補足金も含まれている。一人の年金受給者の追加金は全額で1ヶ月1,704FMであり、夫婦の年金受給者で1人につき1ヶ月1,380FMである。（地域別補足金がない場合は、それぞれ月1,645FMと月1,308FMである）。1ヶ月の収入が198FM以上あると、基本追加年金から超過額の50%が減額される。

3-7-3 ケア手当

ケア手当はさらに、基本ケア手当（月114FM）、追加ケア手当（月396FM）、特別ケア手当（月566FM）に別れている。

3-7-4 退役軍人補助金

この追加金は、1939～45年の戦争か1918年の戦争の退役軍人である、すべての年金受給資格者に支払われ、その額は1ヵ月176FMまたは199～304FMである。退役軍人は、男女共この給付を受ける資格がある。

3-7-5 住居手当

これは累進制による追加金で、その支給額は、収入・財産（配偶者の財産も）・住居費・扶養家族数にもとづいて決められる。認可されている居住費としては、年金受給者の家賃、また自分の持ち家に住んでいる場合でも、抵当証券の利息と、住居の修理のために借りた資金の利息がある（自分の持ち家に住んでいる人のための、平均住居費が算出されている）。認可されている住居費の総額のうち、住居手当を計算の対象とするのは、最低限度額以上、最高限度額以下の金額のみである。

4. 国民遺族年金

1969年改正の遺族年金法、1978年改正の年金受給者住居手当法に基づいて、寡婦年金、孤児年金、寡婦職業教育手当が支給されている。この年金は掛け金を必要とせず非課税である。

遺族年金法により、遺族年金はフィンランドに住んでいる寡婦と孤児に支払われる。フィンランド国民だけでなく、フィンランドに住む亡命者や無国籍者も、また、その資格が与えられるための滞在期間を経ることなしに、遺族年金を受けることができる。その他の外国人が遺族年金を受ける資格を得るために、死亡者が年金受給者が、死亡者の死亡時にすでに5年以上フィンランドに住んでいなければならぬ。5年未満しかフィンランドに住んでいない外国人が遺族年金を請求した場合は、死亡者が死の直前の5年間フィンランドに住んでいた場合に限って、年金が支給される。

フィンランド政府のために外国で働いているフィンランド国民およびフィンランドの雇用主によって外国に派遣されている被雇用者（国籍は問わない）は、フィンランドの居住者と見なされる。両方の場合において、被雇用者の家族も、また、フィンランドの居住者と見なされる。

4-1 孤児年金

この年金は16才以下で片親または両親を失くしたすべての子供に支払われるだけでなく、それらの子供が16才以上、あるいは21才以上の場合でも、学校、大学に通っているために、または職業訓練を受けていたために自活できない場合は支払われる。資格申請は、残った片親、養父または養母、またはその子について責任をもつ他の人を通して行うことが出来る。

給付額は、片親の子には1ヵ月214FM、孤児には1ヵ月428FMである。

4-2 寡婦年金

寡婦年金は、65才以下の女性に支払われ、6ヵ月間の初期年金と継続年金により構成される。

初期の寡婦年金は、夫が亡くなったことによって孤児年金を受ける資格を得た16才以下の子供がいる場合と、彼女と夫が結婚したとき夫が65才以下であった場合に支払われる。

継続寡婦年金は、6ヵ月の初期年金が終了した後、その女性が遺族年金法に定められている夫のいない母親（夫の死によって孤児年金資格を得た16才以下の子供がいる）であった場合、または、その女性が少なくとも3年以上の結婚生活の後、40～65才で寡婦となり、しかも結婚したとき夫が65才以下であった場合に支給される。さらに、夫がいない母親と

いう立場が終了した時点で、その女性が40才以上65才以下であり、彼女と夫が結婚したとき夫が65才以下であった場合も支給される。いずれの場合も、その女性が傷病者年金、失業者年金、退役軍人年金を受ける資格をもたないことが条件である（これらの年金を取得することによって継続寡婦年金は停止される）。

寡婦年金は、基本年金と基本追加年金と住居手当により構成される。基本年金は1ヵ月に365FM、基本追加年金は1ヵ月1,407FM（地域別補足金を除くと1,615FM）である。

初期寡婦年金には必ず基本年金が含まれており、さらに受給者が住んでいる地域によって、最小額で、基本追加年金額の最低40%ないし43%が含まれる。

初期寡婦年金には必ず基本年金と基本追加年金が含まれており、資産調査に基づいて、住居手当が支給されることもある。継続寡婦年金は、受給する寡婦が母親である時にのみ基本料金を含み、基本追加年金および住居手当については、資産調査に基づいて決められる。

離婚した夫の死を理由に寡婦年金を受けることはできない。また寡婦年金は、再婚とともに中止される。ただし再婚の前に13ヵ月以上寡婦年金を受けていた寡婦は、次の12ヵ月間に支払われるはずだった寡婦年金の総額を一括して受け取る。

4-3 寡婦職業教育手当

この給付は資産調査に基づいて給付額が決められ、被保険者である寡婦のうち、生活のために職業につきたい人、商売をしたい人すべてに支給される。

5. 退役軍人年金計画

この年金制度は、1977年の退役軍人年金法改正、1978年の年金受給者住居手当法改正に基づいて実施されており、退役軍人年金と退役軍人補足金を給付している。この年金は掛け金を必要とせず非課税である。

この年金は、55才以上のすべてのフィンランド国民で、1939～45年の退役軍人記章、または1939～45年の戦線奉仕記章、または1918年の旧退役軍人記章を持っている人に支給される。男女共、給付を受ける資格がある。

5-1 退役軍人年金

この年金は、55～65才のフィンランド国民で、1939～45年の戦争の退役軍人に、世界中のどこに住んでいるかにかかわりなく支払われ、55～59才の場合と60～65才の場合の二段階制をとっている。受給資格を得る条件は、55～60才では労働能力の低下と不十分な資産であり、60～65才の間では、不十分な資産だけが条件である。

この年金の支給額は、収入と財産（配偶者の収入と財産も含む）によって決まる。金額支給額は1ヵ月2,245FM、配偶者も年金受給者である場合1ヵ月1,796FMである。地域別補助金を除くと、それぞれ1ヵ月に2,156FM、1,725FMである。金額支給を受けられる収入の限度額は2,384FMである。この年金には、住居手当も含まれている。

5-2 退役軍人補足金

退役軍人年金の構成要素である退役軍人補足金は、退役軍人で老齢者年金、傷病者年金、失業者年金の給付を受けており、退役軍人記章または要塞守備記章または旧退役軍人記章を持っている人、および年金を受けていて戦線奉仕者記章をもっている女性に支払われる。補足金は、外国に住んでいる退役軍人で、フィンランドの年金を受ける資格のない人にも、また社会保障協定によりフィンランドの年金を受けている人にも支払われる。補足金は、フィンランド国籍であると外国籍であるとを問わず、1ヵ月176FMまたは199～304FMずつ支払われる。すなわち基本追加年金を受ける資格がある人、または特に戦傷者年金を受けて

いる人は、多い方の補足金を受ける。補足金は非課税である。

6. 児童ケア手当

この手当制度は、1969年の児童ケア手当法改正に基づいて実施されており、16才以下で自宅で生活しており、重度の障害があるために特別な注意と絶えまない監督を必要とする子供がある場合に、居住調査を条件として支払われる。この手当の受給資格を得るためにには、そのような子供のいる状態が最低6カ月続かなければならない。ケアの必要度に応じて、支給される手当は1カ月339FM、792FM、1,470FMの3種に分けられ、すべて非課税である。

7. 障害者手当

障害者手当は、病気やけがによってハンディキャップをおい、諸経費が増え、介助や特別サービスが必要となった人を対象に支給される。

障害者手当は、3種類に等級づけられている。

- 少額手当 (339FM／月)
- 多額手当 (792FM／月)
- 特別手当 (1,470FM／月)

障害者手当は、16～64才のフィンランド居住者で、次の年金を受けていない人に支払われる。

- 国民年金保険制度による早期老齢年金
- 国民年金保険制度による傷病者年金
- 国民年金保険制度による特別傷病者年金

雇用者年金制度によって、傷病者年金または特別傷病者年金を全額支給されている人は、障害者年金を受ける資格がない。

フィンランド政府機関または国際機関のために国外で働いているフィンランド人は、その家族とともに、フィンランド居住者と見なされる。フィンランド船で働いているフィンランド人も同様である。また、フィンランドの雇用主によって国外に派遣されているフィンランド人とその家族は、その市民権にかかわりなく、フィンランド居住者と見なされる。

外国人も、フィンランド滞在機関が5年を超えると、手当を受ける資格を得る。北欧諸国およびスイスの国籍の人はこの滞在期間は必要としない。

この手当は、病気やけがにより身体的能力が低下し、少なくとも12カ月以上その状態が続くと予想される請求者に対して、支給される。この手当は、一般的なハンディキャップ、経費の増加、介助や特別サービスや監視、介添えの必要などに対して支払われる。

一般的ハンディキャップとは、日常生活において支給者が出合うさまざまな困難を指している。

経費の増加とは、病気やけがのために、日常生活、学業生活において、また職業を続けていく上で、必要となる経費のことである。

7-1 スライド制

各種の国民年金の受給者は、物価の上昇に応じた増額を保証されている。すべての給付と住居手当を除くその構成要素は、生活費指数に連動し、毎年1月1日に調整される。

7-2 申請の許可と再申請の手続き

国民年金保険給付の申請に対する許可決定は、中央の社会保険協会の年金保険課、または全国各地にある協会の支部によって行われる。国民年金保険給付の請求に対して受けた

決定について、上訴裁判委員会に再申請することができる。裁判委員会のある種の決定（給付を受ける権利や給付金額の決定）に納得できない場合は、さらに、保険裁判所に上訴することができる。

年金給付の申請に対して決定を下す他に、社会保険協会の各課は、各種の社会保障の申請を受け付け、助言をし、収入の査定を行う。

8. 失業基本手当

失業手当は失業者に、失業基本手当または収入に応じて失業手当の形で支払われる。失業基本手当は、社会保険協会の地方オフィスが、収入調査に基づいて支払う。収入に応じた失業手当は、労働組合と連絡を取りながら、失業基金から支払われる。

8-1 失業基本手当と受ける資格

基本失業手当は、フィンランドに住んでいる17～64才の人で、雇用事務所にフルタイムの就職希望を登録しているが、失業中であるすべての人に支払われる。失業手当は、受給者が、就職可能、労働可能であること、しかも適当な仕事または訓練コースが見つからないことを条件に支給される。

ある種の年金や社会保険の給付が、失業手当支給の代替となることがある。例えば、労働が全く不可能であるという理由で支払われる傷病者年金などである。さらに、妊娠、出産、児童ケアなどの理由で休職する人、配偶者や両親の自営業に雇われている人、全日制の学生なども、失業手当を受ける資格がない。

8-2 給付制限及び期間制限

失業手当は、受給者が雇用事務所に、失業中の求職者として登録されてから、5週間経った後に支払われる。また、初めて求職する人は、この期間が6週間となる。求職者が自分の意志で失業した場合、また提供された就職や職業訓練の機会を拒否した場合は、雇用事務所またはマンパワー・サービス委員会が、3～6週間の給付制限期間を課することがある。この期間、その求職者は給付を受けることができない。

8-3 収入調査と手当の総額による社会保険給付の影響

失業基本手当は、経済的な支援を必要としている失業者に支払われる。手当支給額は、本人および配偶者の、ほとんどあらゆるタイプの収入を考慮に入れて計算される。ある種の社会保険給付は、失業手当の全額から差し引かれる。しかし、ここ2年間で少なくとも26週間しか就職していなかった55才以上の失業中の求職者は収入調査は必要としない。

8-4 失業基本手当の総額

全額失業手当は1日につき86FM支払われる。さらに、この額に18才以下の子供に対する扶養増額分が加えられる。子供の扶養増額は、1人につき1日18FM、2人では1日27FM、3人以上では1日34FM支払われる。

全額失業手当は、収入（本人だけでなく、配偶者の収入も）が、一定の限度を超えていない失業者に支払われる。限度を超えると、手当は、収入限度を超えた額の75%が手当から差し引かれる（この限度額は、1989年7月1日に増額される予定である）。

8-5 手当受給期間中の有給の雇用

手当の受給者が、受給期間中に、一時的にフルタイムの仕事に就いた場合は、手当は、その働いた日については支払われない。また受給者が、パートタイムの仕事に就いた場合は、その収入によって調整された手当が支払われる。もし受給者が、本来の仕事は失業したが副業を持っており、それが継続している場合、副業による収入によって、失業手当の支給額が調整される。

8-6 失業手当の請求と給付

失業手当の申請用紙は、SII地方事務所や雇用事務所で入手できる。申請は、申請者の住む地方のSII事務所に提出されなければならない。

失業手当は1週間のうち5日間について支払われ、2週間経過するごとに支払われる。受給者は、特別の用紙に、経過した日々の状況を書いて定期的に提出し、失業期間の継続を証明しなければならない。さらに受給者は、失業期間中、雇用事務所の要求に応じて、報告をしなければならない。

失業基本手当は課税の対象であり、SIIは税務委員会の決定に従って、手当から税金を源泉徴収する。

8-7 相互協定

フィンランドは社会保障に関する相互協定を、他の北欧諸国、スペイン、ドイツ連邦共和国、スイス、イギリス、オーストリア、カナダのケベック州と結んでいる。これらの協定によって、加盟国のいずれかに移住した人々にも、年金を受ける権利が保証される。

8-8 保険料

老齢者年金、傷病年金、失業者年金は、主に被保険者や雇用主からの保険料によって、財政がまかなわれている。他に、国庫、地方自治体、社会保険協会基金も融資している。

遺族年金、障害者手当、退役軍人年金は、一般税収から支払われている。児童ケア手当は、社会保険協会が供給する資金によって運営されている。

1989 年 1 月

社会保険協会

調査課

P.O. BOX450, SF-00101 Helsinki
Finland

(この翻訳の原典は、「Primary Health Care In Finland, The Ministry of Social Affairs and Health, Helsinki, Finland, 1987」であり、フィンランド保健福祉省の許可を得て行われた。)